平成２１年（フ）第５６６号
大分市大字津守1125番地の７
債務者　田中記代子
１　決定年月日時　平成21年９月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５７９号
大分市大字永興101番地の１
債務者　四童子敏郎
１　決定年月日時　平成21年９月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５９３号
大分市大字鴛野1486番地の２　市営２Ａ１－８
債務者　牧　　節代
１　決定年月日時　平成21年９月28日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６０１号
大分市花園11組の１シャングリラ花園301号、住民票上の住所大分市大字古国府1322番地の１　リベラル花園1301
債務者　麻生　　努
１　決定年月日時　平成21年９月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２６８号
宮崎市太田４丁目４番２号　グレースマンション405号
債務者　池村　將美
１　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３９６号
宮崎市大字熊野7483番地、住民票上の住所宮崎県宮崎郡清武町大字船引817番地７
債務者　松岡　公徳
１　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４１８号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄2532番地町住犬熊第２団地42－２－５
債務者　冨高　明美
１　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４３４号
宮崎市池内町古門973番地　市営住宅149棟21号
債務者　石野田栄一
１　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４５０号
宮崎市大坪西１丁目11番６－６号　市営住宅
債務者　後藤　　修
１　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４５３号
宮崎市大字島之内64番地10　フレグランスタウン住吉６番館102号
債務者　木村　絹代
１　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３５０号
秋田市千秋久保田町５－９　オリオンハイツ109号、住民票上の住所秋田市河辺畑谷字中村65番地２
債務者　堀井　純一
１　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５９号
秋田県南秋田郡井川町坂本字三嶽下46番地37
債務者　伊藤　孝仁
１　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９７号
福島市東浜町５番55号　Ｊ棟
債務者　鈴木　佳男
１　決定年月日時　平成21年９月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　福島地方裁判所

平成２１年（フ）第６０号
長野県諏訪郡下諏訪町4893番地１　サニーサイド101号、前住所長野県茅野市玉川5508番地１　コーポＹ’２―102号
債務者　塩川　和之
１　決定年月日時　平成21年９月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第８０号
長野県諏訪市大字中洲2873番地１　ビラ中洲101号室、前住所山梨県富士吉田市下吉田7562番地　サンフォレスト富士105号室
債務者　成田　宜隆
１　決定年月日時　平成21年９月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第６６号
長野県駒ヶ根市赤穂2587番地５
債務者　木下真由美（旧姓中島）
１　決定年月日時　平成21年９月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成１８年（フ）第９８７号
高知県南国市駅前町２丁目１－６－２　岩方方、住民票上の住所高知市福井東町６番11号新福井荘２ＦＨ
債務者　筒井　淳子
１　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　高知地方裁判所破産係